

令和6年

第1回茨城県央環境衛生組合議会臨時会会議録

開会 令和6年4月26日

閉会 令和6年4月26日

茨城県央環境衛生組合議会

# 令和6年第1回茨城県央環境衛生組合議会臨時会

茨城県央環境衛生組合告示第6号

令和6年第1回茨城県央環境衛生組合議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和6年4月18日

茨城県央環境衛生組合管理者 小林 宣夫

1. 期 日 令和6年4月26日
2. 場 所 茨城地方広域環境事務組合

## 議事日程（第1号）

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 副議長の選挙
- 日程第7 発議第1号 茨城県央環境衛生組合議会情報公開条例の制定について  
発議第2号 茨城県央環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について  
発議第3号 茨城県央環境衛生組合議会会議規則の制定について  
発議第4号 茨城県央環境衛生組合議会傍聴規則の制定について
- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の一部を改正する規約について）  
議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（茨城県市町村総合事務組合との事務委託に関する規約について）  
議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（茨城県央環境衛生組合の休日定める条例ほか21条例の制定について）  
議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（茨城県央環境衛生組合指定金融機関の指定について）
- 日程第9 議案第5号 茨城県央環境衛生組合議会定例会の回数を定める条例の制定について  
議案第6号 茨城県央環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について  
議案第7号 茨城県央環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について  
議案第8号 茨城県央環境衛生組合財政事情書の作成及び公表に関する条例の制定について  
議案第9号 茨城県央環境衛生組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について

- 議案第10号 茨城県央環境衛生組合資金積立基金条例の制定について  
日程第10 議案第11号 茨城県央環境衛生組合分賦金の割合について  
日程第11 議案第12号 令和6年度茨城県央環境衛生組合一般会計予算  
日程第12 議案第13号 茨城県央環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めること  
について

**出席議員（8名）**

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 内 桶 克 之 議員 | 2番 西 山 猛 議員   |
| 3番 大 貫 千 尋 議員 | 4番 石 崎 勝 三 議員 |
| 5番 佃 敬 子 議員   | 6番 美野田 龍 敬 議員 |
| 7番 根 崎 敏 夫 議員 | 8番 海老澤 忠 議員   |

**欠席議員（0名）**

**地方自治法第121条の規定により説明に出席した者の職氏名**

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 管理者 小林 宣 夫    | 副管理者 山口 伸 樹  |
| 会計管理者 木 村 善 久 | 事務局長 塚 本 真 司 |
| 局長補佐 小 西 明    | 局長補佐 海老澤 和 鏡 |
| 施設整備係長 石 川 達  | 総務係長 大 高 智 美 |

**職務のため出席した者の職氏名**

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 書記長 塚 本 真 司 (兼務)   | 書記長補佐 小 西 明 (兼務) |
| 書記長補佐 海老澤 和 鏡 (兼務) | 書記 石 川 達 (兼務)    |
| 書記 大 高 智 美 (兼務)    |                  |

令和6年4月26日（金曜日）午前9時58分 開会

**○塚本真司書記長**

皆様、おはようございます。事務局長の塚本でございます。

本日、令和6年第1回組合議会臨時会開催にあたり、皆様方には、ご多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

開会の前に、事務局よりご報告申し上げます。本日は、茨城県中央環境衛生組合発足後、最初の議会となりますので、議長及び副議長が不在となっております。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。ただいまの出席議員中、笠間市議会議員の石崎勝三議員が年長の議員でありますので、皆様方にご紹介申し上げます。それでは石崎勝三議員、議長席にお着き願います。

**○石崎勝三臨時議長**

皆さん、おはようございます。ただいま紹介されました笠間市議会議員の石崎勝三でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議を始めます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりでございます。ただいまの出席議員は、8名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回茨城県中央環境衛生組合議会臨時会を開会します。

なお、議事の進行につきましては、茨城県中央環境衛生組合議会会議規則が制定されておられません。本日、発議第3号として提案されております、組合議会会議規則案に準じて進行したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**○石崎勝三臨時議長**

異議なしと認めます。よって、議事の進行につきましては、茨城県中央環境衛生組合議会会議規則案により進めてまいります。

**◎仮議席の指定**

**○石崎勝三臨時議長**

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席の指定につきましては、議事進行上、臨時議長において指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

**◎議長の選挙**

**○石崎勝三臨時議長**

日程第2、議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**○石崎勝三臨時議長**

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮

りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

#### ○石崎勝三臨時議長

異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することに決定しました。議長に茨城町議会議員の海老澤忠君を指名します。お諮りします。ただいま、指名しました海老澤忠君を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

#### ○石崎勝三臨時議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました海老澤忠君が議長に当選されました。議長に当選されました海老澤忠君が、議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。ここで、議長に当選された海老澤忠君から議長当選のご挨拶を自席でお願いします。

### ◎議長就任挨拶

#### ○海老澤忠議長

おはようございます。ただいま皆様のご推薦によりまして、当組合の議長という大命を拝命することになりました、海老澤忠でございます。未熟ではございますが、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

現在の世界情勢の不安定な状態や、日本の政治経済の状況を考えますと、これから何をやるにしても困難な問題に直面していくものと思いますが、議論し協力し合っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○石崎勝三臨時議長

ありがとうございました。これをもちまして、臨時議長の職務を終了します。ご協力ありがとうございました。それでは海老澤議長、議長席にお着き願います。

#### ○海老澤忠議長

これより議長を務めます。各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。なお、地方自治法第121条の規定により、本日の議会審議に必要な説明のため正副管理者をはじめ関係職員の出席を求めています。

### ◎議席の指定

#### ○海老澤忠議長

日程第3、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第1項及び第2項の規定によって、1番 内桶克之君、2番 西山猛君、3番 大貫千尋君、4番 石崎勝三君、5番 佃敬子君、6番 美野田龍敬君、7番 根崎敏夫君、8番 海老澤忠、にそれぞれ指定します。

### ◎日程第4 会議録署名議員の指名

#### ○海老澤忠議長

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第99条の規定に

よって、1番 内桶克之君、2番 西山猛君を指名します。

#### ◎会期の決定

##### ○海老澤忠議長

日程第5、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

##### ○石崎勝三臨時議長

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日限りに決定しました。

#### ◎副議長の選挙

##### ○海老澤忠議長

日程第6、副議長の選挙を行ないます。お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

##### ○海老澤忠議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

##### ○海老澤忠議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。副議長に笠間市議会議員の内桶克之君を指名します。お諮りします。ただいま、指名しました内桶克之君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

##### ○海老澤忠議長

異議なしと認めます。したがって、内桶克之君が副議長に当選されました。副議長に当選されました内桶克之君が、議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。ここで、当選された内桶克之君から副議長当選のご挨拶をお願いします。

#### ◎副議長就任挨拶

##### ○内桶克之副議長

皆さん、こんにちは。笠間市議会議員の内桶克之です。このたび、茨城県中央環境衛生組合に副議長の任を務めることになりました。今後とも、よろしくお願いしたいと思います。

今、環境問題はいろんなところで一番の課題になっているところがございます。下水道をはじめ、し尿も、持続可能な事業を求められておりますので、議長をサポートしながら、しっかりと議論をまとめられるよう努めたいと思います。よろしくお願いします。

#### ◎発議第1号から発議第4号までの上程、説明、質疑、討論、採決

##### ○海老澤忠議長

これより、日程第7、発議第1号ないし発議第4号について、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**○海老澤忠議長**

異議なしと認め、一括議題とします。発議第1号は、議会が保有する情報の公開を求める住民の権利を明らかにするとともに、公正で開かれた議会運営を図り、議会に対する住民の信頼増進に寄与することを目的として定めたもので、議員全員による提出議案であります。

発議第2号は、議会における個人情報の適正な取り扱いや議会が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として定めたもので、議員全員による提出議案であります。

発議第3号は、地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続き、及び議会内部の規律等を定めたもので、議員全員による提出議案であります。

発議第4号は、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関する事項を定めたもので、議員全員による提出議案であります。

ここでお諮りします。発議第1号ないし発議第4号については、会議規則第38条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。さらに、これら4件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**○海老澤忠議長**

異議なしと認めます。したがって、発議第1号ないし発議第4号について、直ちに採決することに決定しました。これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**○海老澤忠議長**

異議なしと認めます。したがって、発議第1号ないし発議第4号について、原案のとおり可決することに決定しました。それではここで、暫時休憩します。

—休憩 午前10時13分から午前10時42分まで—

**◎議案第1号から議案第4号までの上程、説明、質疑、討論、採決**

**○海老澤忠議長**

それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

日程第8、議案第1号ないし議案第4号の「専決処分の承認を求めることについて」を、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**○海老澤忠議長**

異議なしと認め、一括議題とします。本案について、管理者より提案理由の説明を求めます。管理者、小林宣夫君。

### ○小林宣夫管理者

議案第1号から議案第4号について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。本案は、「東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の一部を改正する規約について」であります。令和6年4月1日付け茨城県中央環境衛生組合の設立に伴い、当該公平委員会規約の一部を改正することについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。本案は、「茨城県市町村総合事務組合との事務委託に関する規約について」であります。地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき委託する、常勤職員に対する退職手当の支給等事務について、必要な規約を定めたものであります。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。本案は、「茨城県中央環境衛生組合の休日を定める条例のほか21条例の制定について」であります。当組合が、令和6年4月1日の設立に伴い、組合の組織や職員の服務等について、必要な条例を定めたものであります。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。本案は、「茨城県中央環境衛生組合指定金融機関の指定について」であります。当組合が、令和6年4月1日の設立に伴い、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条の規定に基づき、指定金融機関に株式会社常陽銀行を指定するものであります。急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。何卒よろしく、ご承認のほど、お願いいたします。

### ○海老澤忠議長

ただいま、提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う人あり)

### ○海老澤忠議長

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と言う人あり)

### ○海老澤忠議長

討論なしと認め、これで討論を終わります。これより、議案第1号ないし議案第4号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

### ○海老澤忠議長

異議なしと認めます。したがって、議案第1号ないし議案第4号の「専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決定しました。

## ◎議案第5号から議案第10号までの上程、説明、質疑、討論、採決

### ○海老澤忠議長

次に、日程第9、議案第5号ないし議案第10号の、各条例の制定について、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。



(「異議なし」と言う人あり)

○海老澤忠議長

異議なしと認め、一括議題とします。本案について、管理者より提案理由の説明を求めます。管理者、小林宣夫君。

○小林宣夫管理者

議案第5号から議案第10号について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに、議案第5号、「茨城県中央環境衛生組合議会定例会の回数を定める条例の制定について」、ご説明申し上げます。本案は、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、当組合議会定例会の回数を定める条例の制定であります。

次に、議案第6号、「茨城県中央環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」、ご説明申し上げます。本案は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、当組合人事行政の運営等の状況の公表について、必要な事項を定める条例の制定であります。

次に、議案第7号、「茨城県中央環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」、ご説明申し上げます。本案は、地方自治法第96条第1項第5号、及び第8号の規定に基づき、当組合議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分について、必要な事項を定める条例の制定であります。

次に、議案第8号、「茨城県中央環境衛生組合財政事情書の作成及び公表に関する条例の制定について」、ご説明申し上げます。本案は、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、当組合の財政状況の公表について、必要な事項を定める条例の制定であります。

次に、議案第9号、「茨城県中央環境衛生組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について」、ご説明申し上げます。本案は、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、当組合財産の交換、譲与、無償貸付等について、必要な事項を定める条例の制定であります。

最後に、議案第10号、「茨城県中央環境衛生組合資金積立基金条例の制定について」、ご説明申し上げます。本案は、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、当組合資金積立基金について、必要な事項を定める条例の制定であります。何卒よろしく、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○海老澤忠議長

ただいま、提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う人あり)

○海老澤忠議長

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と言う人あり)

○海老澤忠議長

討論なしと認め、これで討論を終わります。これより、議案第5号ないし議案第10号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○海老澤忠議長

異議なしと認めます。したがって、議案第5号ないし議案第10号の、各条例の制定については、原案のとおり、可決することに決定しました。

### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○海老澤忠議長

次に、日程第10、議案第11号「茨城県央環境衛生組合分賦金の割合について」を議題とします。本案について、管理者より提案理由の説明を求めます。管理者、小林宣夫君。

#### ○小林宣夫管理者

議案第11号、「茨城県央環境衛生組合分賦金の割合について」、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、当組規約第13条第2項の規定に基づき、分賦金の割合を定めるものであります。何卒よろしく、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

#### ○海老澤忠議長

ただいま、提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

#### ○海老澤忠議長

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

#### ○海老澤忠議長

討論なしと認め、これで討論を終わります。これより、議案第11号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

#### ○海老澤忠議長

異議なしと認めます。したがって、議案第11号「茨城県央環境衛生組合分賦金の割合について」は、原案のとおり、可決することに決定しました。

### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○海老澤忠議長

次に、日程第11、議案第12号「令和6年度茨城県央環境衛生組合一般会計予算」を議題とします。本案について、管理者より提案理由の説明を求めます。管理者、小林宣夫君。

#### ○小林宣夫管理者

議案第12号、「令和6年度茨城県央環境衛生組合一般会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。本案は、令和6年度茨城県央環境衛生組合一般会計予算を調製し、地方自治法第211条の規定に基づき、ご提案するものであります。その予算総額は、歳入歳出それぞれ7,203万円を計上しております。

はじめに、歳入につきましては、歳入総額7,203万円を計上し、分担金としまして、笠間市茨城町それぞれ3,601万5,000円であります。

次に歳出につきましては、歳出総額7,203万円を計上しております。その内訳をご説明申し上げますと、議会費としまして、111万7,000円、総務費としまして、主に職員給与等負担金や組合運営に係る経費で、5,466万4,000円、衛生費としまして、新施設建設に向けて必要な委託料で、1,574万9,000円、予備費としまして、50万円を計上しております。何卒よろしく、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○海老澤忠議長

ただいま、提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○海老澤忠議長

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○海老澤忠議長

討論なしと認め、これで討論を終わります。これより、議案第12号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○海老澤忠議長

異議なしと認めます。したがって、議案第12号「令和6年度茨城県央環境衛生組合一般会計予算」については、原案のとおり、可決することに決定しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○海老澤忠議長

次に、日程第12、議案第13号「茨城県央環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。この際、地方自治法第117条の規定により、4番 石崎勝三君、及び、7番 根崎敏夫君の退席を求めます。

(石崎勝三議員、根崎敏夫君 退席)

○海老澤忠議長

本案について、管理者より提案理由の説明を求めます。管理者、小林宣夫君。

○小林宣夫管理者

議案第13号、「茨城県央環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。本案は、当組規約第11条に規定する監査委員について、笠間市鯉淵6523番地5、石崎勝三議員、茨城町大字小鶴2009番地、根崎敏夫君を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。何卒よろしく、ご同意のほど、お願いいたします。

○海老澤忠議長

ただいま、提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○海老澤忠議長

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○海老澤忠議長

討論なしと認め、これで討論を終わります。これより、議案第13号について採決します。お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○海老澤忠議長

異議なしと認めます。したがって、議案第13号「茨城県中央環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」、同意することに決定しました。ここで、退席しております石崎勝三君、及び、根崎敏夫君の復席を求めます。

(石崎議員、根崎議員 着席)

○海老澤忠議長

ただいま、議案第13号が同意されました。それでは、監査委員に選任されました石崎勝三君、及び、根崎敏夫君にご挨拶をお願いします。石崎勝三君から、順をお願いします。

◎監査委員就任挨拶

○石崎勝三議員

ご選任ありがとうございます。根崎監査委員ともに、この職務を全うしていきたいと思しますので、どうぞよろしくをお願いします。

○根崎敏夫議員

皆様のご同意により、監査委員を拝命した茨城町議会議員の根崎敏夫でございます。石崎先生からもお話があったとおり、この職務を皆様のご指導をいただきながら努めていきたいと思しますので、引き続きよろしくお願いたします。

◎副管理者挨拶

○海老澤忠議長

以上で、本臨時会に付された事件は全て終了しました。最後に、副管理者からご挨拶をお願いします。山口伸樹君。

○山口伸樹副管理者

副管理者を務めております、笠間市長の山口でございます。臨時会にあたりまして、議案を全てご同意いただきまして、お礼を申し上げたいと思します。管理者と一体になって、しっかりと整備に努めてまいりたいと思しますので、議員の皆様にもご指導のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

◎閉会の宣言

○海老澤忠議長

これで本日の会議を閉じます。令和6年第1回茨城県中央環境衛生組合議会臨時会を閉会します。皆様のご協力に深く感謝申し上げます。本日は、ありがとうございました。

午前11時 2分 閉会

[署名]

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

茨城県中央環境衛生組合議会議長      海老澤 忠

[署名議員]

茨城県中央環境衛生組合議会議員      内桶 克之

茨城県中央環境衛生組合議会議員      西山 猛